

暴力団対策特別委員会経過ならびに決議事項

1. 開催日時 2026年1月23日(金) 10時00分～12時00分

2. 開催場所 遊技会館 3階大会議室

3. 出席者 太田委員長 大栗副委員長(東京)
佐々木委員(宮城) 佐藤委員(神奈川) 水野委員(愛知)
三代地委員(大阪) 大木委員(兵庫) 門田委員(広島)
谷川委員(福岡)

松谷事務局長 浅井事務局次長
中村総務課長 腰高総務課長補佐 成田総務課員
警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 朝長伸太郎課長補佐
同 田中 健志係長

4. 協議事項

(1) 2026年版 全日遊連「暴力団排除啓発ポスター」について

事務局から、資料により、全日遊連「暴力団排除決議」の内容に基づいた2026年版ポスターのデザイン4案について説明があった。

協議の結果、2026年版ポスターのデザインを決定し、機関誌『遊報』2026年4月号にA4サイズ2枚を同封して組合員ホールに送付することとした。

(2) 各委員からの状況報告

最近の暴力団情勢などについて、各委員から自県での報告があった後、意見交換を行った。

(3) 最近の暴力団情勢について(講話及び意見交換)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 朝長課長補佐から講話があった。
(講話内容については別添参照)

以上

令和8年1月23日（金）

全日本遊技事業協同組合連合会 暴力団対策特別委員会 講話

警察庁組織犯罪対策第一課で暴力団排除を担当しております朝長と申します。

皆様方におかれましては、平素から警察活動全般、とりわけ暴力団排除活動に関しまして、深い御理解と御支援を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日は、暴力団情勢、暴力団対策法（以下、暴対法と記載。）及び暴力団排除条例（以下、暴排条例と記載。）の適用状況、遊技業界における暴力団排除対策、不当要求時の対応について、お話しさせていただきます。

まず、暴力団情勢についてお話しします。

全国の暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降減少し、令和6年末現在で、約1万8,800人となっています。これは、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少の人数となっております。

特に、平成23年まで全国の都道府県で暴排条例が制定、施行され、警察による暴力団取締りの強化と連動し、官民一体となった暴力団排除活動が全国で進展していったことが、暴力団活動の基盤である人・物・金が遮断され、暴力団組織の維持が困難になってきたものと考えられます。

昨今、現役の暴力団員は、銀行、不動産、株などのあらゆる取引から排除されるなどの社会的制約を受けていることもあり、暴力団員と認定されないように健全な企業活動を装うなどして、組織実態や活動実態を隠したり、仮装したりしています。

暴力団構成員等の検挙人員も、減少傾向にあり、令和6年中は8,249人と、前年と比べて1,361人減少しました。一方で、暴力団構成員等の検挙件数は、令和5年までは減少傾向でしたが、令和6年は前年比約250件増加、詐欺及び窃盗に限れば約1,000件増加しており、暴力団構成員等が特殊詐欺等に関与している状況がうかがわれるところ です。

また、近年、SNS等を通じて犯罪の実行役を募集するなどし、治安対策上の脅威となっている「匿名・流動型犯罪グループ」については、強盗、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗・盗品流通事犯等に深く関与している実態があるほか、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持ったり、暴力団構成員等がこれらグループと共謀して犯罪を行ったりしている事例も見られます。

警察では、暴力団構成員等が関与する事件の検挙はもとより、匿名・流動型犯罪グループについても、実体解明とあらゆる法令を駆使した多角的・戦略的な取締りを推進してまいります。

次に、暴対法及び暴排条例の適用状況について説明します。

暴対法には、暴力団員が飲食店などの事業者に対し、暴力団の威力を示して、不当に贈与を要求したり、みかじめ料や用心棒代などを要求したりした場合に、行為の中止などを命じることができる旨規定されています。

令和6年中に発出した暴対法における中止命令1,118件のうち、みかじめ料の要求に対する命令が42件、用心棒料等の要求に対する命令が257件、不当贈与要求に対する命令が419件でした。

また、暴排条例については、事業者が暴力団の威力を利用する目的であったり、暴力団に利益を供与したりした場合は、勧告という措置がとられることとなり、勧告に従わない場合は暴力団と関係を有する事業者として公表されるといった規定が盛り込まれています。令和6年中の勧告件数は50件でした。

そのほか、警察では、暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟の支援も実施しております。

平成20年に暴力団対策法が改正され、指定暴力団員が威力利用資金獲得行為により、他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を代表者等が賠償する責任を負うと規定されていますが、警察としましては、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めるとともに、必要な警戒や取締りの徹底に加え、市民生活の安全確保、暴力団の弱体化に努めていくこととしております。

次に、遊技業界における暴力団排除対策について説明します。

最近の遊技業界における暴力団の介入事案については、皆様方の長年にわたる御尽力により、警察による事案の認知はほとんどなくなったという印象を受けております。

先ほど、暴対法や暴排条例の活用状況について説明いたしましたが、令和7年中のみかじめ料や用心棒料といった要求行為に対する行政命令の中で、遊技業者の方が相手方となった事例や、遊技業者から暴力団へ利益を供与したとして暴排条例に基づき、勧告された事例の認知はありません。

しかしながら、暴力団の介入事案が直接的ではないとしても、パチンコ店の幹部の方が会社に黙って、長期間にわたって暴力団側に金品等の利益を供与していたなどということも、表面化していないだけで絶対には言い切れません。

そうしたことを予防するためには、常日頃から遊技業者の皆様が、引き続き、暴力団排除の意識を強く持っていただくことが重要と考えています。

暴力団排除の取組が浸透する中、万が一、遊技業界の方が、暴力団の介入を黙認するなどした場合、皆様方が長年培ってこられた業界への信頼や信用といったものが、一瞬で失われてしまうことになりかねません。

企業の反社会的勢力による被害を防止するための指針というものがありますが、これは、暴力団の資金源に打撃を与える対策をより強化するために、政府の犯罪対策閣僚会議において、企業が暴力団をはじめとする反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体的な対応などについて取りまとめたものであり、その中には、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則が5つあります。

組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、有事における民事と刑事の法的対応、裏取引や資金提供の禁止であり、この原則に基づく対応についても示されています。

その内容を要約すると、反社会的勢力による被害を防止するため、企業として、平素、有事の際の対応方針を明確化し、警察や暴追センター、弁護士等と連携して、取引を含めた一切の関係遮断を図るということであり、その取組こそが、社会的責任の観点からも、企業のコンプライアンスにおいて極めて重要ということです。

万が一企業が、暴力団との関係が表沙汰となった場合、当然に社会からそしりを受けられるばかりではなく、暴力団との関係を有する企業として、最悪の場合、金融機関から融資を打ち切られることにもなり、企業の存続問題に発展するような重大な問題です。

企業指針策定後、民間企業からの暴力団排除は大きく進展し、暴力団員であれば、銀行口座を開設することができない、融資を受けることもできない、株取引も不動産取引もできないといった厳しい制約を受けます。

こうした企業全体での取組が、暴力団の資金源遮断につながるとともに、暴力団でいる限り、様々な社会的制約を受けることになり、その結果、暴力団組織の弱体化に結びついています。

企業指針の策定以降、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断は、必要不可欠なものとなっておりますので、皆様におかれましては、遊技業界の運営に携わる方に再認識していただきますよう、御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

最後に、不当要求時の対応について話します。

不当要求があった場合、多くの場合は現場の店長やそれに準じた方が対応することになっており、間違っても新卒の若手一人に対応させるなどということはないかと思いますが、そうした場合であっても、全ての対応を店長一人に任せるといったことは、コンプライアンス的には避けるべき対応かと思えます。

不当要求への対応は精神的にも身体的にも加重的な負担となりますので、不当要求に対しては、組織全体で対応することが極めて大切です。

そのためには、ふだんから不当要求に対する体制を整備したり、店舗ごとに不当要求防止責任者を選任して定期的に暴追センターが行う講習を受けたりさせるなどして、組織的な対応要領を習得しておくことが重要となります。

そして、万が一、不当要求があった場合、担当者の方は、上司や会社に報告した上で、組織としての方針を決定して対処するとともに、警察又は暴追センターに相談するという組織的対応と関係機関との連携という流れを遊技業界のルールとして浸透させていただきたいと思えます。

暴力団につきましては、その勢力が減少傾向にあるものの、匿名・流動型犯罪グループを利用して特殊詐欺や強盗などを敢行させ、獲得した資金を上納させたりするなどの実態があり、全く予断を許さない状況にあります。

警察としましては、今後も暴力団対策を推進してまいりますので、引き続き、皆様方の、御理解、御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

以上